

1. 制度概要

○構造計算適合性判定を要する建築物※に係る建築確認については、建築主事又は指定確認検査機関が、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定※※を求めることとされている。(法第6条第5項等)

※：高度な構造計算（ルート2、ルート3、限界耐力計算）及び大臣認定プログラムによって安全性を確認する建築物

※※：構造計算適合性判定とは、構造計算の法適合性を適確に審査するため、建築主事等が行う審査に加え、第三者機関において一定の技術力を有する者が工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、体力的の剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等を含む審査を行う制度。

○都道府県知事は、指定する者(指定構造計算適合性判定機関)に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができるとされており、指定を行った場合には、都道府県知事は当該構造計算適合性判定を行わないこととされている。(法第18条の2第1項・第2項)

○指定構造計算適合性判定機関は、その者又はその親会社等が指定確認検査機関である場合には、当該指定確認検査機関が求める構造計算適合性判定を行わないこととされている。(法第77条の35の4第4号)

○構造計算適合性判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者※※※のうちから判定員を選任し、当該判定員に構造計算適合性判定を実施させなければならないとされている。(法第77条の35の7第1項・第2項)

※※※：①建築物の構造に関する科目を担当する大学の教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

②建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

③国土交通大臣が上記と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第31条の6）

○構造計算適合性判定は、国土交通大臣が定める指針(確認審査等に関する指針)に従って行わなければならないとされている。(法第18条の3第3項)

*構造計算適合性判定の審査項目の例

①断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること

②構造耐力上主要な部分について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことの検証内容が適切であること

③各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が適切であること

○構造計算適合性判定に係る手数料は、特定行政庁及び指定確認検査機関が定めている。

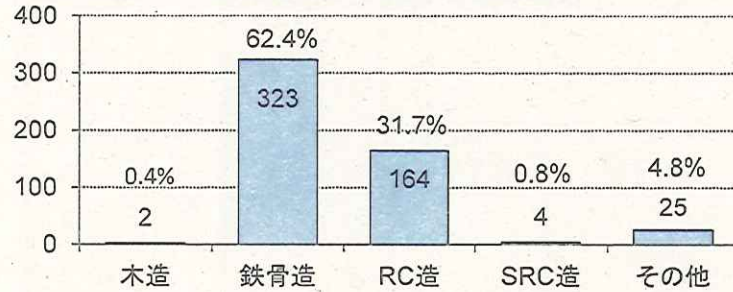
<参考>横浜市が確認審査を行う場合の適判手数料

建築物の床面積	認定プログラムを使用	認定プログラム以外のプログラムを使用
1,000㎡以下	115,300円	166,800円
1,000㎡超～2,000㎡以下	143,700円	222,400円
2,000㎡超～10,000㎡以下	157,300円	255,000円
10,000㎡超～50,000㎡以下	199,300円	336,900円
50,000㎡超	337,900円	619,300円

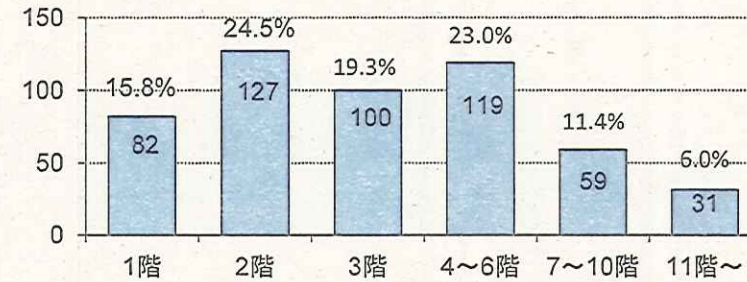
2. 適判対象物件の実態

※ 平成22年1～3月の各月初め5営業日に確認済証を交付した物件(計518件)を対象として分析。

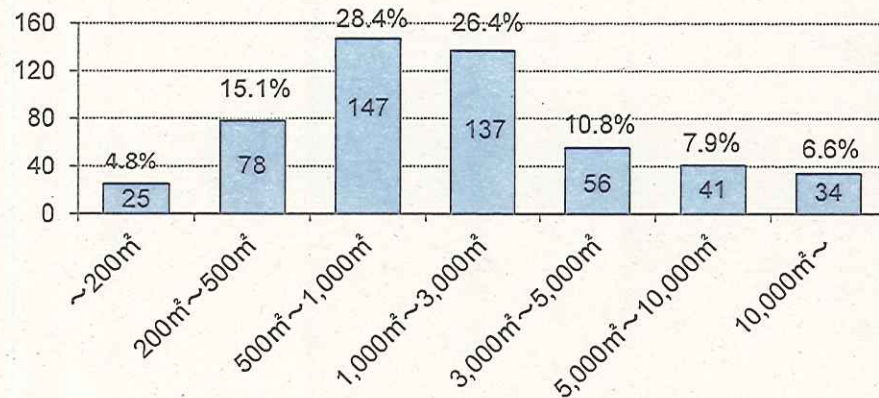
(1) 構造別に見た場合の適判対象物件



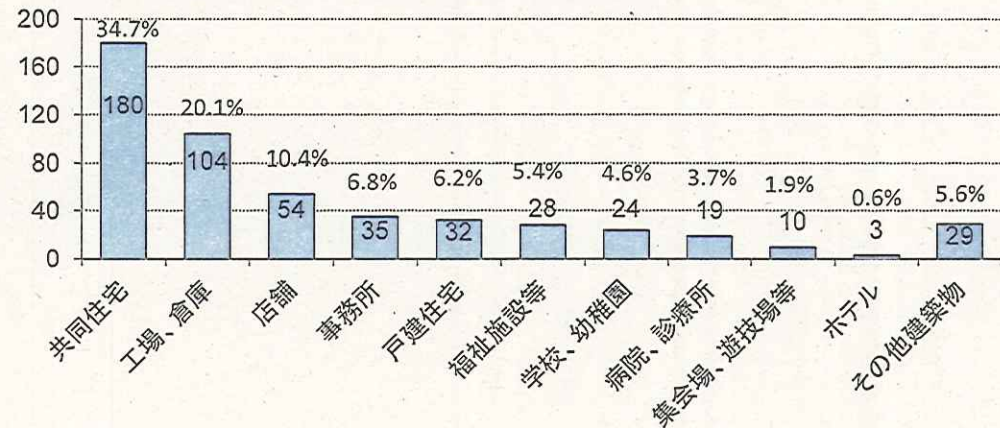
(2) 階数別に見た場合の適判対象物件



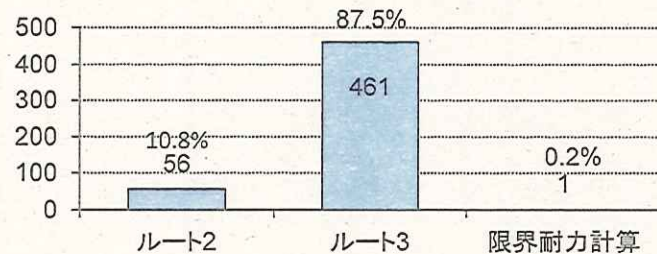
(3) 面積規模別に見た場合の適判対象物件



(4) 用途別に見た場合の適判対象物件



(5) 構造計算ルート別に見た場合の適判対象物件



3. 構造計算適合性判定機関の業務実施状況(H22.3.31時点) 国土交通省

(1) 構造計算適合性判定機関の数 64機関

(2) 各都道府県別の構造計算適合性判定機関の指定状況

適判機関の指定数※	1機関のみ	2機関	3～5機関	5～10機関	11機関以上	計
該当する都道府県数	4	16	16	7	4	47
備考	北海道、高知、佐賀、大分	福島、千葉、新潟、石川、長野、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、山口、愛媛、熊本	岩手、茨城、富山、福井、山梨、岐阜、三重、大阪、岡山、広島、徳島、香川、福岡、長崎、宮崎、鹿児島	青森、宮城、秋田、山形、栃木、鳥取、沖縄	群馬、埼玉、東京、神奈川	

※都道府県知事自らが行っている場合は、当該都道府県知事を1機関として算入している。

(3) 各都道府県における構造計算適合性判定の実施主体の状況

指定機関のみ	都道府県知事※1のみ	都道府県知事※1+指定機関
32	4	11 ※2

※1 都道府県知事の場合、外部団体や外部の判定員に一部業務を委託等して実施している。

※2 規模によって都道府県知事と指定構造計算適合性判定機関が行う場合を分けている。

(4) 判定員 延べ2,338人(常勤161人、非常勤2,177人)

○常勤の定義 専ら判定の業務を行う専任の社員で、かつ、判定の業務に週4日以上従事する者

(5) 構造計算適合性判定機関の業務区域等

① 業務区域

業務区域としている都道府県の数	1	2~5	6~10	11~15	16以上	計
該当する適判機関数	49	4	5	4	2	64
備考					日本建築センター(36) 日本総合試験所(21)	

② 適判機関の業務体制(本店・支店の設置)

本店のみ	本店+支店	計
59機関	5機関	64

※データは基本的にH22.3.31現在

(参考)構造計算適合性判定機関の指定状況等一覧(都道府県別)

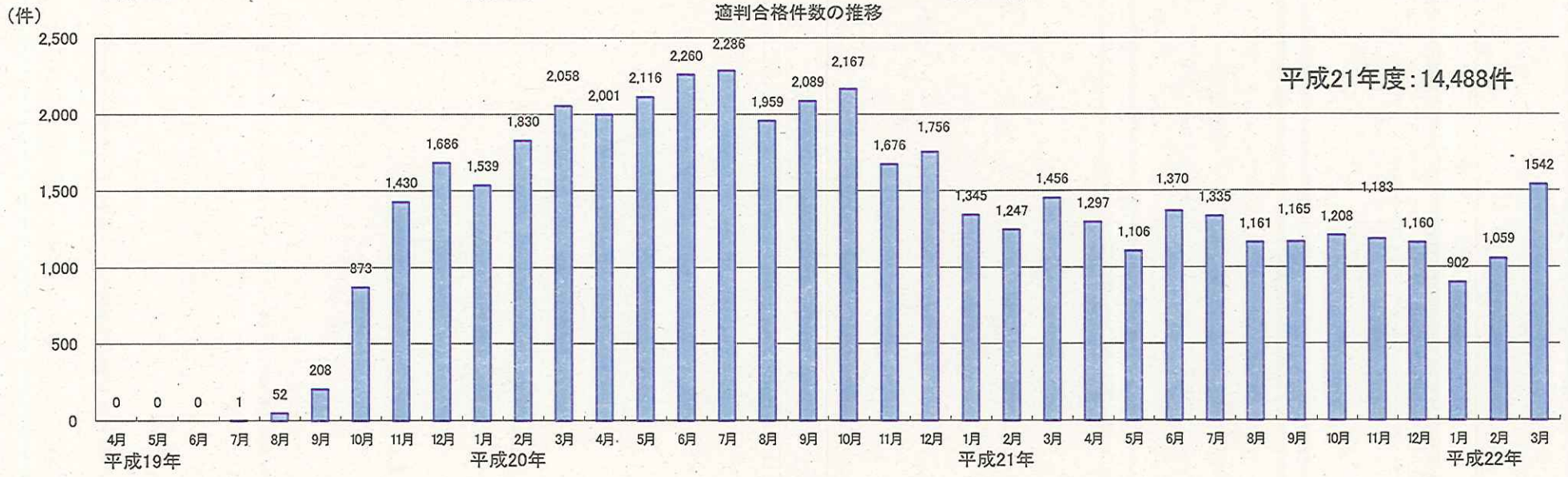
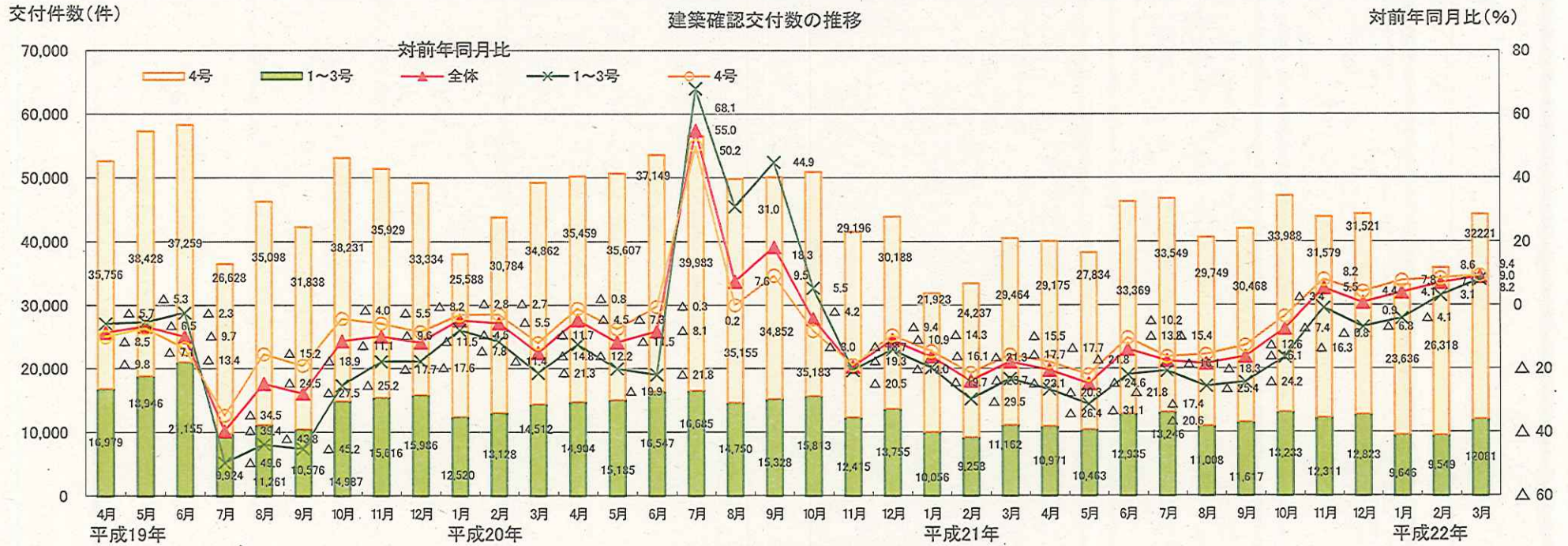
No	都道府県	構造計算適合性判定の実施機関	実施機関数
1	北海道		1
2	青森県	(株)建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、ハウスプラス確認検査(株)、(株)建築構造センター、(株)東京建築検査機構	6
3	岩手県	(財)日本建築センター、(財)岩手県建築住宅センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構	4
4	宮城県	県、(財)宮城県建築住宅センター、日本ERI(株)、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)	11
5	秋田県	(財)秋田県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター	6
6	山形県	県、(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構	8
7	福島県		1
8	茨城県	(財)茨城県建築センター、(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)ベターリビング	4
9	栃木県	(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)栃木県建設総合技術センター、(株)国際確認検査センター、(株)東京建築検査機構、(株)建築構造センター、ビューローベリタスジャパン(株)	7
10	群馬県	(財)日本建築センター、(株)建築構造センター、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)グッド・アイズ建築検査機構、アウェイ建築評価ネット(株)、ハウスプラス確認検査(株)、(株)都市居住評価センター、日本ERI(株)、(財)住宅金融普及協会、(株)国際確認検査センター、(財)ベターリビング、(株)東京建築検査機構、(財)群馬県建築構造技術センター	13
11	埼玉県	(財)さいたま住宅検査センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)ベターリビング、(財)住宅金融普及協会、(社)日本模造協会、日本ERI(株)、(株)建築構造センター、(株)都市居住評価センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)国際確認検査センター、(株)東京建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)、アウェイ建築評価ネット(株)、(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構、(財)日本住宅・木材技術センター	17
12	千葉県	(財)千葉県建設技術センター、(財)日本建築センター	2
13	東京都	(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(財)住宅金融普及協会、(財)ベターリビング、(株)都市居住評価センター、(株)建築構造センター、(株)東京建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)国際確認検査センター、アウェイ建築評価ネット(株)、日本ERI(株)	14
14	神奈川県	(財)神奈川県建築安全協会、(株)神奈川県建築確認検査機関、(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)ベターリビング、(株)建築構造センター、(株)都市居住評価センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)都市居住評価センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、(株)建築構造センター、ハウスプラス確認検査(株)	13
15	新潟県	(財)日本建築センター、(財)新潟県建築住宅センター	2
16	富山県	(財)富山県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
17	石川県	(財)石川県建築住宅総合センター、(財)日本建築センター	2
18	福井県	(財)福井県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
19	山梨県	(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、日本ERI(株)	3
20	長野県	県、(財)長野県建築住宅センター	2
21	岐阜県	県、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木造技術センター	4
22	静岡県	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター、(財)日本建築センター	2
23	愛知県	県、(財)愛知県建築住宅センター	2
24	三重県	(財)三重県建設技術センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
25	滋賀県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
26	京都府	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
27	大阪府	(財)大阪建築防災センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
28	兵庫県	(財)兵庫県住宅建築総合センター、(財)日本建築センター	2
29	奈良県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
30	和歌山県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
31	鳥取県	(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)、建築検査機構(株)、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター	5
32	島根県	(財)日本建築総合試験所、(株)建築構造センター	2
33	岡山県	県、(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
34	広島県	県、日本ERI(株)、(株)ジェイ・イー・サポート	3
35	山口県	県、(財)山口県建築住宅センター、(財)日本建築総合試験所	3
36	徳島県	(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木材技術センター、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)東京建築検査機構	5
37	香川県	(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(財)日本建築総合試験所	3
38	愛媛県	(財)日本建築総合試験所、(株)愛媛建築住宅センター	2
39	高知県	県、(財)日本建築総合試験所	2
40	福岡県	(財)福岡県建築住宅センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
41	佐賀県		1
42	長崎県	(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(株)建築構造センター、(株)国際確認検査センター	4
43	熊本県	(財)熊本県建築住宅センター、(財)日本建築センター	2
44	大分県		1
45	宮崎県	県、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)	5
46	鹿児島県	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)建築構造センター	5
47	沖縄県	県、(財)沖縄県建設技術センター、沖縄建築確認検査センター(株)、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)、ビューローベリタスジャパン(株)	7
		合計	202

注) 機関によっては規模等を限定して判定を行っている場合があります。

※平成22年1月1日時点(国土交通省への報告内容に基づき作成)

151

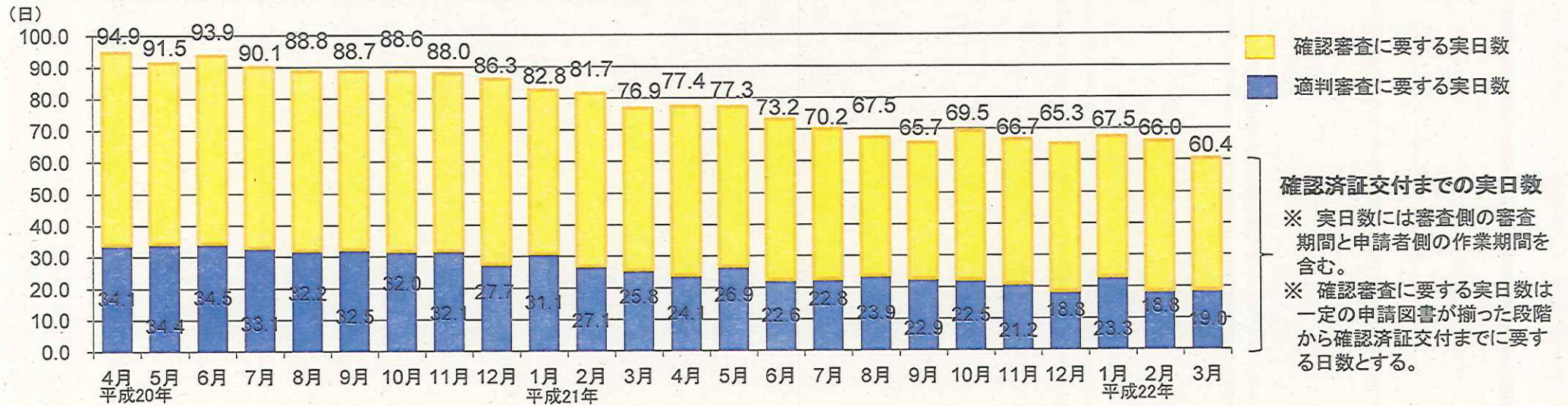
4. 確認済証交付件数及び適判合格件数の状況



5. 適判審査に係る審査の状況

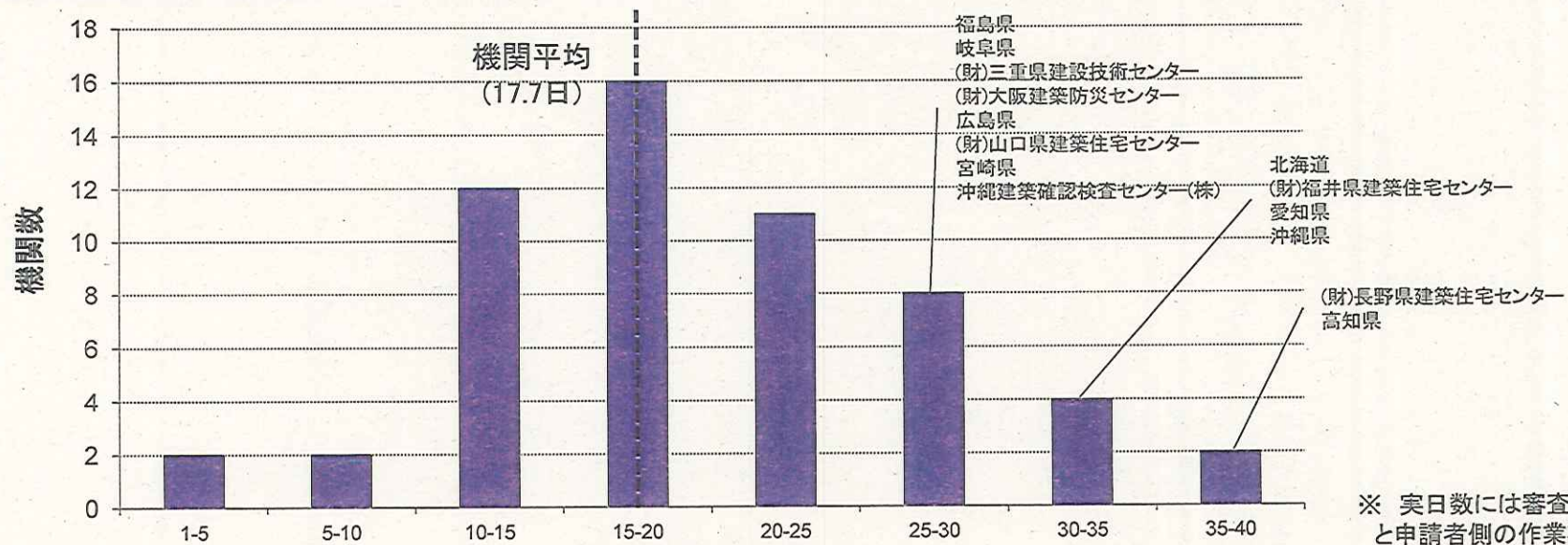
(1) 確認審査及び適判審査に要する実日数

※ 平成22年1~3月の各月初めの5営業日に確認済証を交付した適判対象物件を対象に分析。



(2) 適判機関別の審査に要している平均実日数

※ 平成22年3月の構造計算適合性判定に要した日数調査をもとに分析。



※ 実日数には審査側の審査期間と申請者側の作業期間を含む。

(参考)構造計算適合性判定に要した日数(平成22年3月)

2010年4月30日
国土交通省調べ

指定構造計算適合性判定機関名	総判定件数 ^{※1} (a)		総判定件数(a) に対する平均日数	
	うち 中断日数 ^{※2} が60日以上 のもの(b)		平均総判定 日数 ^{※3}	平均実判定 日数 ^{※4}
全国総計及び全国平均	1,542	8	19.0	6.7
(財)長野県建築住宅センター	17	0	36.2	9.3
高知県	1	0	35.0	22.0
(財)福井県建築住宅センター	8	1	33.5	9.0
北海道	42	2	32.3	10.1
愛知県	3	0	31.3	8.0
沖縄県	2	0	30.0	18.5
広島県	16	0	29.8	18.9
宮崎県	9	0	29.7	8.9
福島県	39	0	28.8	19.7
(財)山口県建築住宅センター	13	0	28.6	10.8
岐阜県	23	0	28.3	17.3
沖縄建築確認検査センター(株)	5	0	27.4	6.6
(財)大阪建築防災センター	70	1	26.0	3.8
(財)三重県建設技術センター	22	0	25.6	9.1
(財)日本建築総合試験所	128	0	24.4	6.9
(株)愛媛建築住宅センター	13	0	22.6	12.0
(財)秋田県建築住宅センター	4	0	22.3	6.0
(一財)群馬県建築構造技術センター	22	0	22.2	7.5
(株)建築住宅センター	10	0	21.3	10.4
佐賀県	5	0	21.2	6.8
(財)愛知県建築住宅センター	99	1	21.0	7.1
(財)沖縄県建設技術センター	11	0	20.8	6.2
大分県	9	0	20.8	11.9
(財)千葉県建設技術センター	51	0	20.6	8.3
NPO静岡県建築技術安心支援センター	56	0	20.3	8.0
(株)ジェイ・イー・サポート	9	0	19.9	9.4
(財)岩手県建築住宅センター	12	0	19.9	8.7
(財)富山県建築住宅センター	6	0	19.7	6.0
(財)兵庫県住宅建築総合センター	71	0	19.0	6.9
(株)グッド・アイズ建築検査機構	9	0	18.9	3.6
(財)石川県建築住宅総合センター	20	0	18.0	7.0
(財)福岡県建築住宅センター	59	1	17.7	5.5
(財)茨城県建築センター	21	0	17.6	5.0
(財)熊本県建築住宅センター	32	0	17.4	6.3

指定構造計算適合性判定機関名	総判定件数 ^{※1} (a)		総判定件数(a) に対する平均日数	
	うち 中断日数 ^{※2} が60日以上 のもの(b)		平均総判定 日数 ^{※3}	平均実判定 日数 ^{※4}
全国総計及び全国平均	1,542	8	19.0	6.7
岡山県	12	0	17.3	7.7
(財)日本建築センター	95	0	17.1	5.6
宮城県	3	0	16.3	8.7
(財)栃木県建設総合技術センター	7	0	16.3	4.3
山形県	10	0	16.0	6.8
(財)新潟県建築住宅センター	19	0	16.0	2.6
(財)さいたま住宅検査センター	16	0	15.3	6.9
ハウスプラス確認検査(株)	2	0	15.0	5.5
ビューローベリタスジャパン(株)	40	1	14.6	3.0
(財)日本建築設備・昇降機センター	54	0	14.0	3.9
(株)国際確認検査センター	9	0	13.4	3.1
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	18	0	13.1	6.8
(株)都市居住評価センター	41	0	13.0	4.3
(財)神奈川県建築安全協会	13	0	12.9	7.2
(財)ベタリーピング	13	0	12.9	4.0
(財)住宅金融普及協会	48	1	12.7	2.7
(株)建築構造センター	84	0	12.3	3.8
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	50	0	11.7	2.3
(株)東京建築検査機構	14	0	11.6	3.4
日本ERI(株)	57	0	8.7	4.2
アウェイ建築評価ネット(株)	14	0	5.7	3.0
(株)神奈川建築確認検査機関	2	0	4.5	1.5
(財)宮城県建築住宅センター	4	0	2.6	1.0
(財)日本住宅・木材技術センター	0	0	0.0	0.0
(社)日本寝構造協会	0	0	0.0	0.0
(株)ビルディングナビゲーション確認評価	0	0	0.0	0.0
長野県	0	0	0.0	0.0
建築検査機構(株)	0	0	0.0	0.0
山口県	0	0	0.0	0.0

注) 総判定日数等の日数カウント方法は指定構造計算適合性判定機関の業務規定上等の取り扱いは異なる場合があります。

※1 当該1ヶ月の間に判定結果通知書(平成19年国土交通省告示第835号第二第4項第三号に規定する通知書をいう。)を交付した総件数。確認申請が取り下げられたものの件数は含まない。

※2 中断日数とは、判定できない旨の通知(平成19年国土交通省告示第835号第二第4項第四号に規定する通知書をいう。)を行った日の翌日から追加説明書(平成19年国土交通省告示第835号第一第5項第三号に規定する追加説明書)の提出があった日までの日数。

※3 総判定日数とは、構造計算適合性判定の求めがあった日から判定結果通知書を交付した日までの日数。

※4 実判定日数とは、総判定日数から中断日数を除いた日数。

- 平成19年9月 建築確認手続きの円滑化に実効性の高い事項について技術的助言を通知(指定構造計算適合性判定機関等の緊密な連携による運用の情報共有化)
指定構造計算適合性判定機関に対する技術的支援(判定支援ネットワークを設置)
- 12月 構造計算適合性判定機関の業務の効率化(通知)
(判定員1名で判定可能な範囲の明確化、事前相談の積極的实施、申請者と指定構造計算適合性判定機関との連絡調整の円滑化、判定員の確保、新たな指定構造計算適合性判定機関の指定の検討、確認機関から指定構造計算適合性判定機関に対する審査日程等の事前通知)
- 平成20年2月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の強化・継続等について通知
- 9月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の継続について通知
- 10～11月 全ての都道府県及び構造計算適合性判定機関を対象に、迅速かつ的確な判定業務の実施を図るよう、国土交通省がヒアリングを行い、個別に要請
(判定に係るバラツキの是正、判定の迅速化、事前相談、判定員の早期徹底、質疑書の申請者等への早期伝達、質疑書に対する回答内容の事前調整、ヒアリングの積極的实施、複数の判定機関の活用等)
- 11月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の継続について通知
- 平成22年6月 建築確認手続き等の運用改善
(確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査)

7. 構造計算適合性判定機関における迅速化・円滑化の取組

(1) 事前相談の実施状況

実施している	実施していない	回答なし	計
51	10	3	64



実施方法					
面談	電話	書類	メール	FAX	その他
32	13	10	16	7	3

(2) ヒアリングの実施状況

	実施している	実施していない	回答なし	計
面談	55	6	3	64
その他の方法	54	7	3	64



その他方法			
電話	メール	FAX	郵送
46	36	28	1

(3) その他迅速化・円滑化に係る取組

	実施している適判機関数	割合(%)
指摘事項の内部調整	51	79.7
判定員決定の早期化	42	65.6
判定員の研修・教育	32	50.0
よくある指摘事項を公開	25	39.1
苦情、意見等を受け入れる仕組みの導入	22	34.4
その他取組	18	28.1

※データは基本的にH22.3.31現在

建築物の規模

構造計算ルート

手続き

構造設計一級建築士の関与

超高層建築物

高さ60m超

⑤ 時刻歴応答解析

大臣
認定

+

建築
確認

年間約700件(全体の0.1%程度)*

大規模建築物

木造：高さ13m又は軒高9m超
鉄骨造：階数4以上
RC造：高さ20m超 等

※ただし、任意に構造計算ルート②~④とした場合の中規模建築物を含む。

④ 限界耐力計算

③ 保有水平耐力計算 (ルート3)

高さ31m超の建築物は不可

② 許容応力度等計算 (ルート2)

建築
確認

+

構造計算
適合性判定
(ピアチェック)

年間約12,000件
(全体の2.5%程度)**

中規模建築物

木造：3階以上又は延べ面積500㎡超
木造以外：2階以上又は延べ面積200㎡超
組積造：高さ13m又は軒高9m超 等

① 許容応力度計算 (ルート1)

建築
確認

※ルート1でも大臣認定プログラムを使用した場合は構造適合性判定の対象となる

年間約126,000件(全体の25%程度)**

小規模建築物

(構造計算不要)

建築
確認

* 平成20年の大臣認定実績等からの推計
** 平成21年の実績値等からの推計

※プレハブ住宅については、型式部材等製造者認証や図書省略制度の活用により、建築確認に係る構造等の審査及び構造計算適合性判定が省略されている。

年間約357,000件(全体の72%程度)**
※平成21年の建築確認の件数は495,939件

- 構造計算適合性判定の対象は、建築基準法第20条第二号イ等に規定されており、許容応力度等計算(ルート2)、保有水平耐力計算(ルート3)、限界耐力計算によって構造計算を行う建築物となっている。

<参考> 建築基準法(抄)

(構造耐力)

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物(高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ (略)

三～四 (略)

構造計算適合性判定対象関係条文

法律

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条（略）

2～4（略）

5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第二号又は第三号に定める基準（同条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。次条第3項及び第18条第4項において同じ。）に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定（第20条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。以下同じ。）を求めなければならない。

6～15（略）

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一（略）

二 高さが60メートル以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ（略）

三 高さが60メートル以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ（略）

四（略）

31m超：ルート3又は限界耐力計算

31m以下：ルート2、ルート3又は限界耐力計算

ルート1

政令

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）

（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第36条の2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの
三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20メートルを超えるもの
四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
イ 地階を除く階数が4以上である建築物
ロ 高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物
五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

告示

平成19年国土交通省告示第593号

建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第36条の2第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 地階を除く階数が3以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの

イ 《鉄骨造の建築物のルート1-1》

ロ 《鉄骨造の建築物のルート1-2》

ハ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分《図書省略認定》

二 高さが20メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

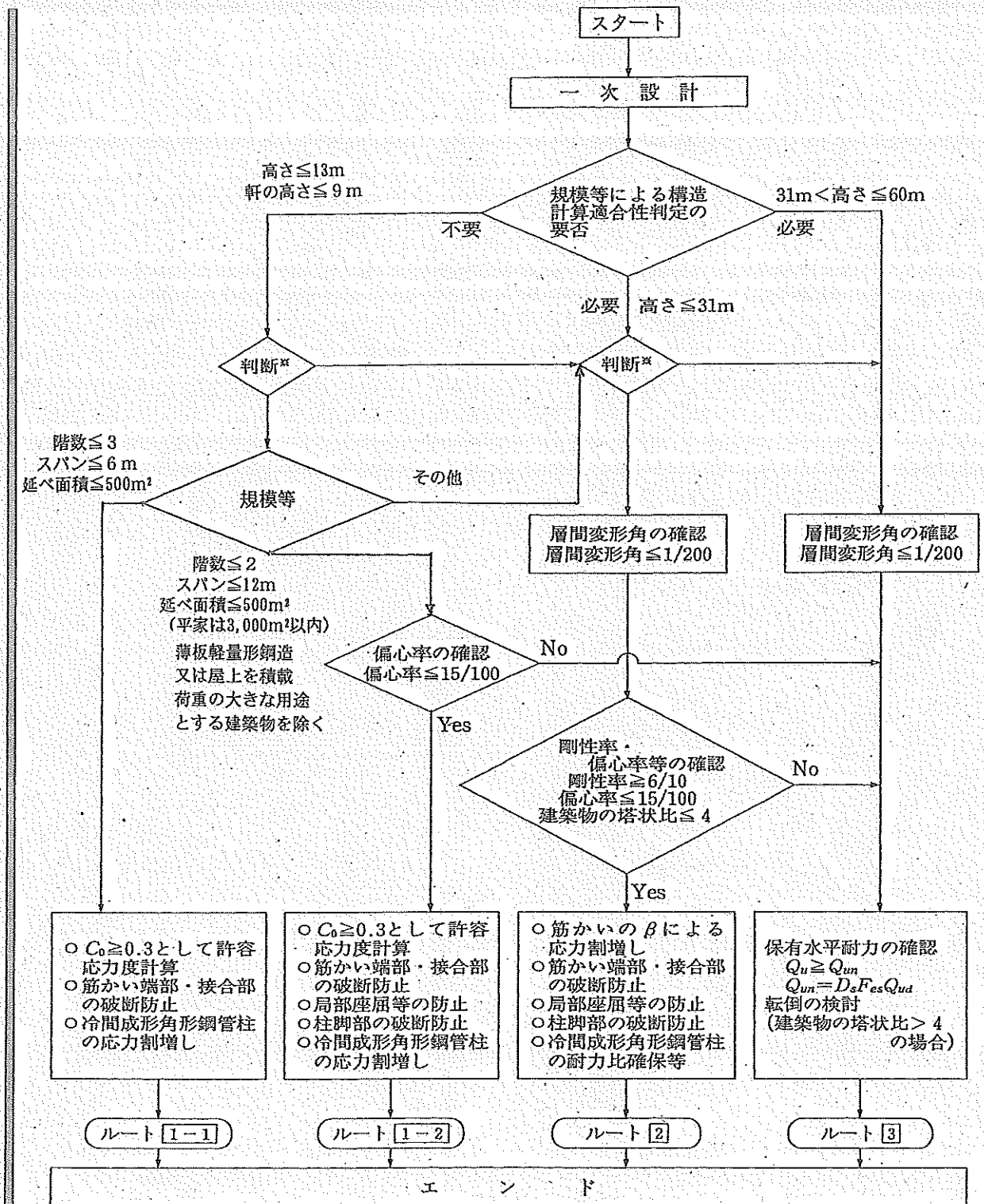
イ 《鉄筋コンクリート造のルート1》

ロ 施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分《図書省略認定》

三～八（略）

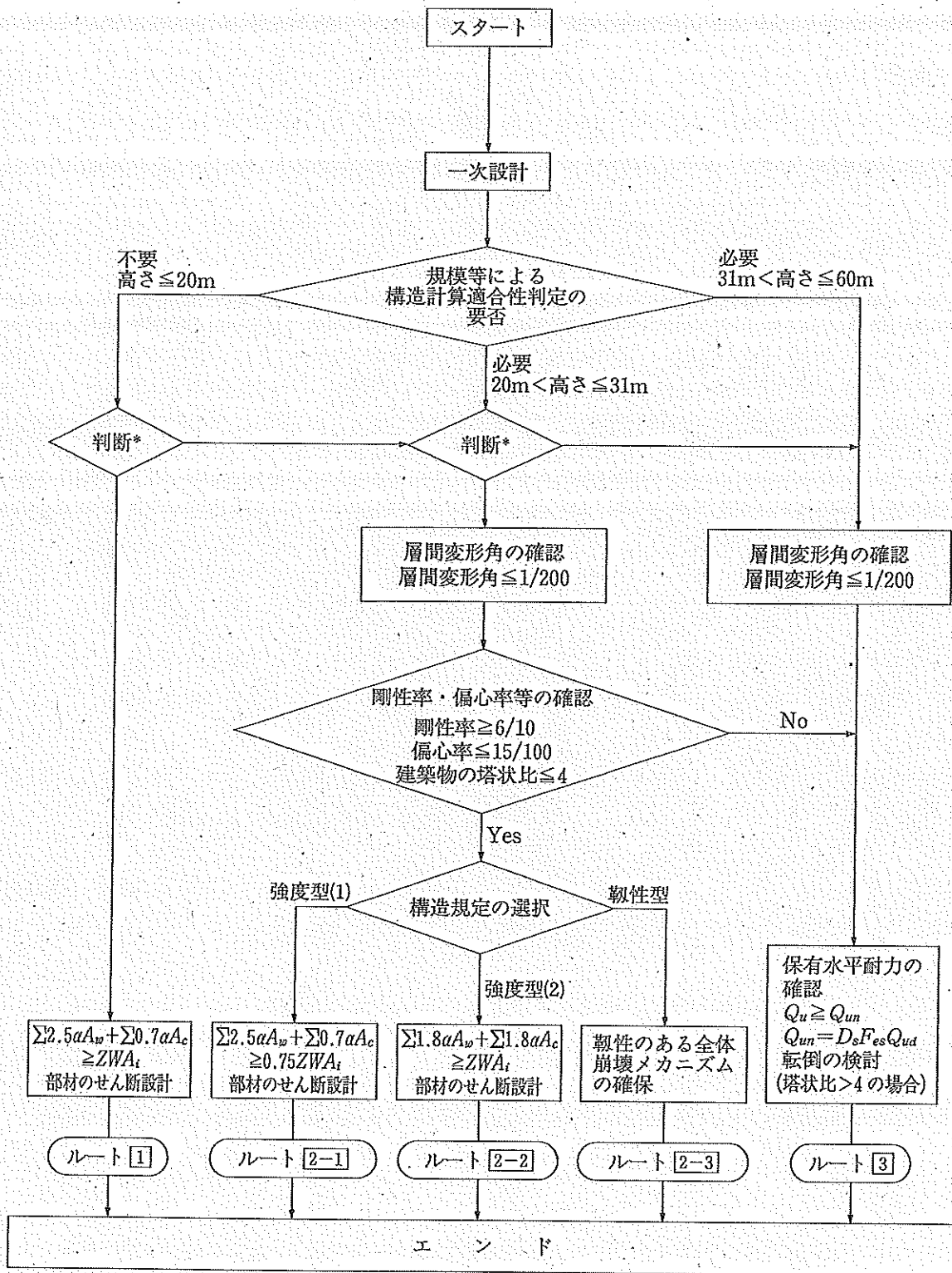
注：《 》は、条文抜粋ではなく、条文の解説。

《今回改正により新設》



※ 判断とは設計者の設計方針に基づく判断のことである。例えば、高さ31m以下の建築物であっても、より詳細な検討を行う設計法であるルート3を選択する判断等のことを示している。

図6.3-1 鉄骨造建築物の二次設計の構造計算フロー



※判断とは設計者の設計方針に基づく判断のことである。例えば、高さ31m以下の建築物であっても、より詳細な検討を行う設計法であるルート [3] を選択する判断等のことを示している。

図6.4-1 鉄筋コンクリート造の建築物の二次設計の構造計算フロー

建築基準法の耐震基準の概要

○許容応力度計算（一次設計）

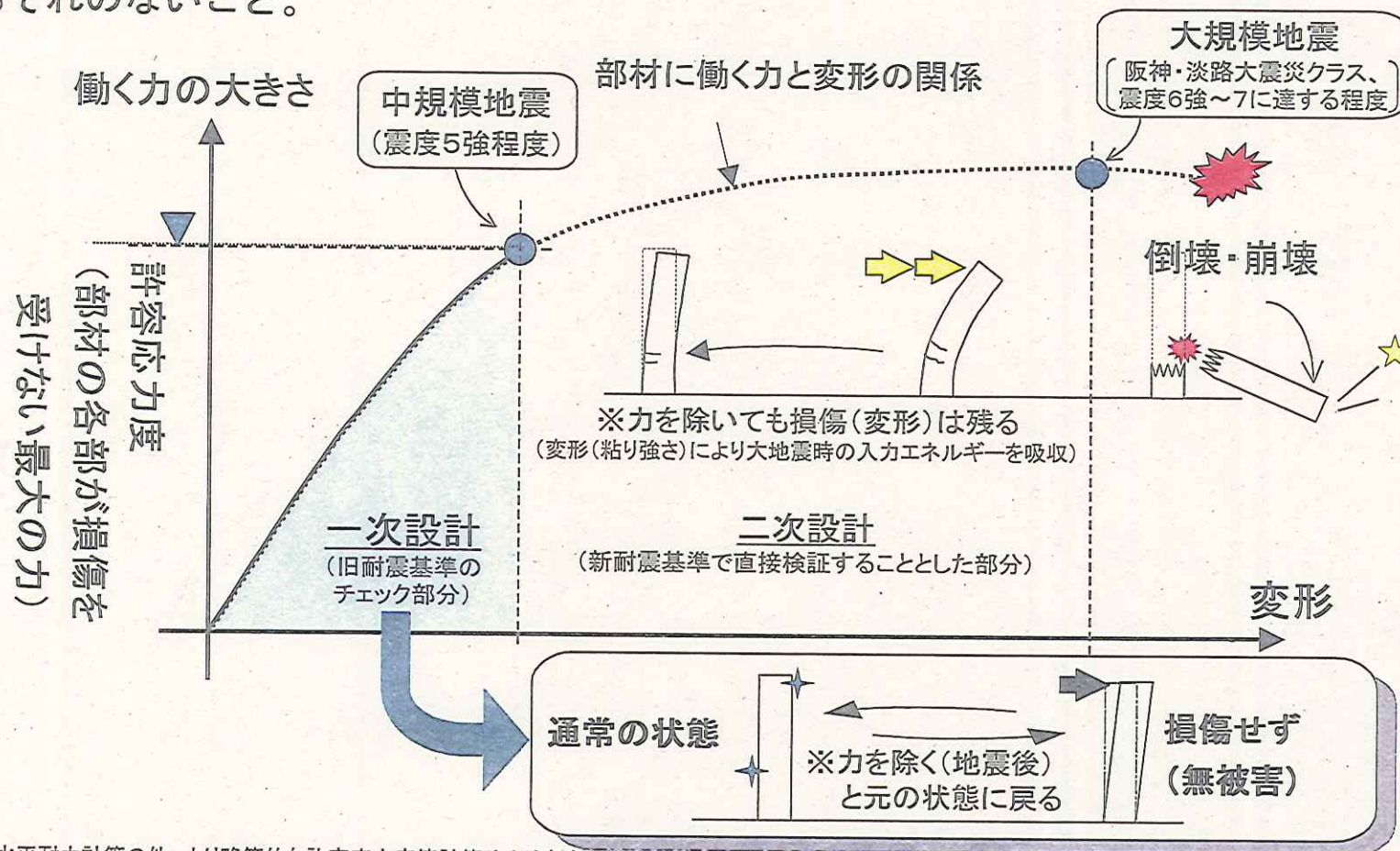
特徴「中規模の地震動でほとんど損傷しない」ことの検証を行う。（部材の各部に働く力 \leq 許容応力度）

→建築物の存在期間中に数度遭遇することを考慮すべき稀に発生する地震動に対してほとんど損傷が生ずるおそれのないこと。

○保有水平耐力計算（二次設計）※

特徴「大規模の地震動で倒壊・崩壊しない」ことの検証を行う。（保有水平耐力比 $Q_u/Q_{un} \geq 1$ ）

→建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと。



※ 二次設計には、保有水平耐力計算の他、より略算的な許容応力度等計算やより高度な構造計算方法である限界耐力計算等がある。